

## 適切な意思決定支援に関する指針

### 基本方針

- 患者がその人らしい最期を迎えられるよう、厚生労働省のガイドライン等を参考に、医療・ケアチームが患者・家族に適切な説明と話し合いを行い、本人の意思決定を尊重した医療・ケアを提供する。
  - 生命を短縮させる意図を持つ積極的安楽死は対象外とする。
- 

### 意思決定支援の具体的プロセス

1. 患者本人の意思が確認できる場合
  - 本人の意思決定を基本とし、家族や主たる介護者も関与しながら、医療・ケアチームが協力して方針を決定する。
  - 状況の変化に応じて意思も変化しうるため、患者がその都度意思を伝えられるよう支援し、話し合いの内容は診療録に記録する。
2. 患者本人の意思が確認できない場合
  - 家族等が本人の意思を推定できる場合は、その推定意思を尊重し、医療・ケアチームと慎重に検討して決定する。
  - 家族等が推定できない場合は、何が最善かを家族等と十分に話し合い決定する。
  - 家族がいない、または判断を医療・ケアチームに委ねる場合は、チームが最善と考える方針を慎重に決定する。
  - 決定が困難な場合は、倫理委員会等で審議する。
3. 認知症等で意思決定が困難な場合
  - 厚生労働省の「認知症の人の日常生活・社会生活における意思決定ガイドライン」を参考に、できる限り本人の意思を尊重し、家族や関係者、医療・ケアチーム、ソーシャルワーカー等が支援する。
4. 身寄りがない患者の場合
  - 判断能力や資力、信頼できる関係者の有無など状況に応じて、介護・福祉サービスや行政の関与も活用し、本人の意思を尊重しつつ厚生労働省のガイドラインを参考に支援する